

令和7年6月吉日

厚生労働省
医薬局総務課 御中

一般社団法人日本医療情報学会
代表理事 小笠原 克彦



電子処方箋用の用法マスタに関する意見書

本邦では、電子処方箋の普及推進や全国医療情報プラットフォームの構築ならびに医療機関における3文書6情報の交換など、急速な医療情報の流通が始まろうとしている。この医療情報の活用には、流通する医療情報の標準化が必要不可欠である。日本医療情報学会では、これまで医療情報の標準化に向け様々な規格の策定や維持管理を行ってきた。特に、用法に関しては、日本薬剤師会および日本病院薬剤師会が作成した標準用法用語集をもとに、本会でコード化に必要な規格を取りまとめ、2012年に処方・注射オーダ標準用法規格として公開している。本規格は、HS027 処方・注射オーダ標準用法規格(以下、標準用法規格とする)として厚生労働省標準規格に加えられている。

一方、急速に進められている電子処方箋においても電子処方箋用の用法マスタが存在し、一部は標準用法規格を参考とするものの標準用法規格の一部改変や標準用法規格に類似した全く異なるコードが附番されている。本件については、2023年5月1日に電子処方箋の用法マスタに関する提言として本会より提言を発出しているが、この点は改善されていない。今回、日本医療情報学会の標準維持・策定部会において用法課題検討ワーキンググループを設置、電子処方箋の用法マスタに関する要望を取りまとめた。今後の医療情報の利活用の推進のため、標準用法規格に従った医療情報の標準化を進めるよう要請するものである。なお、標準用法規格は、前述のとおり、標準用法用語に対するコード化に必要な規格のため、用法マスタ等として公開する際には医療現場での混乱が生じないような配慮をお願いしたい。

記

1. 標準用法規格に準じた用法マスタの作成
 - 今回改訂した標準用法規格に基づく用法マスタとすること
 - 用法マスタの更新については医療現場で混乱が生じないようにすること
2. 標準用法規格と合致しない用法の削除
 - 標準用法規格と合致しない用法は用法マスタから削除すること
3. 標準用法規格のカスタマイズの禁止
 - 標準用法用語集および標準用法規格にない用語、仕様をマスタに収載しないこと
 - 標準用法規格に変更を加えるときは、必ず標準用法規格の策定団体の承認を得ること
4. 標準用法用語集および標準用法規格の正式名称の使用
 - 標準用法規格であることを明記した上で「処方・注射オーダ標準用法規格(HS027)、以下、標準用法規格」と正式名称で示し、準拠すべき標準用法規格について齟齬がないようにすること

5. 補足用法コードと用法補足レコードの呼称類似の回避
 - 電子処方箋用法の「用法補足レコード」と標準用法規格の「補足用法コード」の違いを明確に区別すること
 - 補足用法コード: スケジュール用法、不均等用法を想定
 - 用法補足レコード: 用法を細かく規定するもので、マスタで表現できないコメントなどを示すもの
6. 用法マスタの作成
 - 用法マスタの改変を行うにあたっては、事前に標準用法規格の策定団体と協議し、真に必要な用法のみを収載するようにすること。すなわち、標準用法規格に準拠した用法であるからといって無制限に用法マスタを編纂することは避けること
7. 用法の管理団体の確立
 - 公的機関(PMDAなど)により維持・管理を行うこと
 - 新規の用法を追加するときには、実際に広く使われており、かつ臨床的妥当性もあるというエビデンスが確認されたものにとどめること
 - 用法マスタへの用法の追加・修正時は、学術団体や実務者の意見を取り入れ、標準用法用語集および標準用法規格の改訂の必要性を確認のうえ実施すること
8. 標準用法規格の利活用促進
 - 標準用法規格以外の用法(例外コード)の使用状況を定期的に確認すること
 - 確認した内容をもとに標準用法規格に準拠するよう政策設計を行うこと
(各施設の標準用法規格の利用率をもとに診療報酬上の評価を行うなど)
9. 標準用法規格の治験や臨床研究時の利用
 - PMDAは治験や臨床研究の実施時には標準用法規格に準拠した用法マスタを用いるように指導すること
10. 医療機関および医療情報システムベンダへの指導
 - 標準用法規格を活用するよう医療機関へ指導すること
 - 標準用法規格を適切に利用できる医療情報システムを構築するよう指導すること

以 上

文責 山下 貴範(標準策定・維持管理部会 部会長)